備　前　市　事　務　事　業　評　価　シ　ー　ト

（平成23年度事業）

事業の概要

事業開始年度		昭和４６年度から	根拠法令・例規等		生活保護法・行旅人及び行旅死亡人取扱法・中国残留邦人等に関する法律
総合計画	大項目	02 健康でやさしさあふれるまちづくり	問合先	担当課（室）	福祉事務所　社会福祉課
	中項目	01 やさしさあふれるまちづくり		職・氏名	生活福祉係長　山口晋作
	小項目	09 低所得者福祉		電話	0869-64-1826
事務事業名		02 保護費等支給事業	このシート作成に要した時間		4.5 時間

Plan

事業の目的

対象（誰・何に対して）	行旅死亡人、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付支給世帯
目的（何のために）	行旅死亡人取扱：身元不明死亡人の埋・火葬を執行する。 生活保護費支給：被保護者に最低限度の生活を保障し、自立を助長する。 中国残留邦人等支援給付支給：対象世帯の生活の安定。
事業の意図する成果（どのような状態にしたいのか）	行旅死亡人取扱：身元不明死亡人の埋・火葬を執行する。 生活保護費支給：必要最低限度の生活を保障と自立支援により、被保護者の自立を実現する。 中国残留邦人等支援給付支給：支給基準に基づく適正な支給による生活の安定。

Do

事業の実績

目的を達成するため実施した事業

細事業名	事業の説明	優先度
法外援助事業	備前市を通過し、目的地に向かう費用が特に困窮する者に旅費に当てる金銭を人道的に支援するもの。	▲
行旅死亡人取扱費	市内で身元不明で発見された行旅人について、法律に基づき埋葬又は火葬を執行官報に掲載を行うもの。	▲
生活保護費支給事務	病気や失職、その他様々な事情で困窮に陥り、身内からの援助等あらゆる努力をしてもどうにも出来なくなった世帯に対し、最低限の生活を保障し、自律助長を図るもの。	○
支援給付支給事業	中国残留邦人(市内１世帯)に対し、必要な経済的な援助を行うもの。	○

事業費等		単位	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度実績
決算額 事業費	直接事業費	千円	325,474	379,237	386,032
	必要人員 人件費		1.15人 7,467	0.63人 3,382	0.26人 2,176
	事業費計		332,941	382,619	388,208
財源	国県支出金	千円	253,047	292,921	305,214
	受益者負担				
	繰入金				
	市債				
	その他（国庫負担金精算金）		1,031	1,435	6,221
	一般財源		78,863	88,263	76,773
受益者負担比率		%	―	―	―

結果指標名	単位	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度実績
結果指標	説明	１ヶ月平均被保護者世帯数／１ヶ月平均被保護者数		
結果指標量	世帯／人	146世帯／189人	165世帯／214人	173世帯／224人
対前年比	%	119.7%／129.5%	113.0%／113.2%	104.8%／104.7%
活動コスト	円	332,941,000	382,101,000	388,208,000
単位当たりコスト		2,280,418／1,761,593	2,315,764／1,785,519	2,243,977／1,733,071

事業の意図する成果とつながる成果指標を設定

事業の目的、対象、内容を考えながら妥当性を評価

事業費や受益者負担比率、単位当たりコストに留意しながら効率性を評価

事業の目的やその数値目標である成果指標に留意しながら有効性を評価

事業の成果

成果指標名	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度目標値
自立世帯率	目標値（A）	14%	14%	14%	15%
	実績値（B）	9%	8%	8%	到達目標値
	達成率（B/A）	64.29%	57.14%	57.14%	20%

成果指標設定の考え方・式や説明

生活保護が廃止された者うち経済的理由による自立世帯の割合
【算出式】　自立世帯数÷１ヶ月平均被保護者世帯数

Check

事務事業の評価

該当する項目を□から■へ　＜ ■ ←「コピー」して「貼り付け」してください ＞

妥当性の評価

市の関与の妥当性必要性

- ■ 市が実施するよう法令で義務づけられている
- □ 法令で義務づけられてないが、実施しなければ大半の市民の日常生活に支障をきたす
- □ 現在市が実施しているが、実施しなくても市民の日常生活に支障をきたさない
- □ 事業の内容が一部の受益者に偏っている
- ■ 対象者は限定的であるが社会的弱者等を対象としている
- □ 現在の市を取り巻く環境からも目的・意図する成果は妥当である
- □ 事業開始当初の目的から変化してきている
- □ 事業開始当初の目的は、ほぼ達成されている
- ■ 厳しい財政状況であるが、実施する必要がある

市民ニーズ

- □ 市民・団体等から要望・要請が強い

妥当性評価（A高い　B やや高い　C 普通　D やや低い　E 低い）：**A**

効率性の評価

コスト手段

- □ 単位当たりコストは前年度と比較して改善している
- □ 実施方法（派遣・委託含）を見直すことでコストを下げる余地がある
- □ 事務の電子化や事務改善によりコストを下げる余地がある
- ■ コスト削減の努力はしているが、下がる余地は小さい
- □ 受益者負担率は適正である
- □ 受益者負担率を見直す余地がある
- □ サービスを維持するためこれ以外、他に手段が見当たらない
- □ 現在の手段は過剰なサービスのため、改善の余地がある
- ■ 最適な手段を求めて職場内で改善・研修に努めている

効率性評価（A高いや　B やや高い　C 普通　D やや低い　E 低い）：**C**

有効性の評価

目的達成度市民参画度

- ■ 成果指標の設定は適切である
- □ 成果指標の到達目標値は達成できそうである
- □ 成果指標達成率は前年度と比較して向上している
- ■ 成果指標達成率は80%未満となっている
- □ 現在の事業を継続しても成果指標の向上は期待できない
- □ 法定事務　・　内部管理事務　であり成果は求めにくい
- □ 事業について積極的にHPや広報等で情報提供している
- □ 事業にはNPO、ボランティア団体等が参画している

有効性評価（A高いや　B やや高い　C 普通　D やや低い　E 低い）：**C**

進行年度（H24年度）の改革改善内容

状況	拡充	現状継続	見直し	縮小	整理統合	休止	廃止・完了
		○					

説明：景気が低迷する中、雇用の減少と非正規労働者の増加など生活環境は悪化の一途をたどっている。このような状況下で今後も被保護者は増加するものと推測されるため適正な支給のための業務知識向上と自立に向けた支援を推し進めていく。

総合評価

生活保護制度は、憲法（国）が生存権を保障した最後のセーフティネットであるとともに、被保護者の自立を助長するもので、事業の継続は必須である。特にケースワーカー等の果たす役割は重要で、生活保護の適用は、的確、適正でなければならない。

総合評価（A高いや　B やや高い　C 普通　D やや低い　E 低い）：**B**

Action

平成25年度の方向性・取組目標

方向性	拡充	現状継続	見直し	縮小	整理統合	休止	廃止・完了
		○					

取組目標：雇用情勢は上向いているが、保護人員は徐々に増加しており、しばらくこの状態が続くものと見込まれる。引き続き、生活保護受給者に対する就労、自立支援の推進と適正な保護費支給を図る。